

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1062号

2021年（令和3年）3月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

都市計画の策定及び総合調整に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）2月19日付けで諮問（第1062号）された都市計画の策定及び総合調整に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

都市計画法では、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積など現況及び将来の見通しについて把握するための基礎調査（以下「本調査」という。）について規定している。

本調査は、おおむね5年ごとに実施され、神奈川県と藤沢市で役割分担をして行うものである。県が調査を行うものは、各市における人口規模や人口構成などであり、藤沢市が調査を行うものは、土地利用や建物の用途などであり、今回は平成28年度に行っている。

なお、本調査は業務委託により行われる。

調査結果は、都市計画の策定に用いるほか、土地利用計画や交通計画等に活用でき、木造の建築物が多く、老朽化が進んだ地区には、防火対策を講じるため、都市計画を見直す場合に活用する。

本調査の実施に当たり、市内全域の土地及び建物の利用現況について把握するため、資産税課で保有する土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳並びに税務地図の情報（以下「個人情報」という。）を利用する必要があることから、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

本調査において必要となる個人情報は、市内全域の土地課税台帳等（約25万件）及び家屋課税台帳等（約16万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。迅速に本調査を進めるためには、ほかに方法がないことから、個人情報を本人以外のものから収集し、利用する必要がある。

(3) 本人以外のものから収集する個人情報の範囲について

本人以外のものから収集する個人情報は、土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳並びに税務地図の記載事項のうち、次のとおりである。

ア 土地課税台帳及び土地補充課税台帳の情報

- (ア) 所在地番
- (イ) 現況地目
- (ウ) 現況地積

イ 家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報

- (ア) 所在地番
- (イ) 家屋種類
- (ウ) 現況構造
- (エ) 地上階層数
- (オ) 課税非課税区分
- (カ) 一階床面積
- (キ) 延床面積
- (ク) 棟番号
- (ケ) 家屋番号
- (コ) 家屋区分コード
- (サ) 建築年月

ウ 税務地図

家屋棟番号図

(4) 引渡しの方法について

家屋棟番号図（家屋）については、資産税課から都市計画課へ電

子媒体（CD-ROM）で引き渡す。また、土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳については、資産税課にて、データの抽出を行い、抽出したデータをIT推進課が電子媒体（CD-ROM）に書き込み、IT推進課から資産税課へ電子媒体を引き渡した後に、資産税課から都市計画課へ電子媒体を引き渡す。その後、これらの電子媒体を都市計画課から受託者へ引き渡す。

(5) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものからの収集することに伴う本人通知については、通知に係る件数が市内全域における土地課税台帳等約25万件及び家屋課税台帳等約16万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数の場合であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市民へは、広報ふじさわを通じて周知を図る。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

本調査は、市内全域における土地課税台帳等（約25万件）及び家屋課税台帳等（約16万件）のデータを集計し、集計したデータを基に、建物の木造率や老朽度などの必要な調査項目を計算する。処理する量が膨大であり、紙ベースのデータでは、限られた時間及び費用の中で迅速かつ正確に集計及び計算をすることは不可能であることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

コンピュータ処理を行う個人情報の項目は、「(3)本人以外のものから収集する個人情報の範囲について」と同様である。

(7) 安全対策

ア 都市計画課での安全対策については、次のとおりである。

税システムからの情報については、IT推進課及び資産税課に依頼し、データを抽出し、CD-ROMにデータを保存する。受託者へのCD-ROMの受渡しについては、日時及び受け取る業務従事者の氏名を事前に確認しておき、双方複数人で行う。また、その際には、受け渡し簿を作成し、双方で確認する。

イ 受託者に求める安全対策については、次のとおりである。

- (ア) プライバシーマーク及びISMSを取得していること。
- (イ) 作業場所が機械警備・監視カメラ・IDカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。
- (ウ) サーバを管理している保管施設への入退室は業務従事者のみに限定し、入退室の状況を記録すること。
- (エ) 業務責任者及び業務従事者についての名簿を提出すること。
- (オ) 作業現場への都市計画課の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関等によ

り2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。

- (カ) 端末操作については、ユーザーID及び暗証番号又は生体による認証を行い、端末操作を業務従事者に限定すること。
- (キ) 暗証番号は定期的に変更するとともに操作の状況を記録すること。
- (ク) 個人情報とは端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理すること。
- (ケ) 作業を行う端末については、外部ネットワークと接続しないこと。
- (コ) 端末については、コンピュータウィルス対策ソフトを利用し、最新のウィルスパターンを適用し、ウィルス対策を施すこと。
- (カ) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
- (シ) データの受渡しについては、日時又は受け取る業務従事者の氏名を事前に連絡しておき、受渡しの際は、受け渡し簿を作成し、双方で確認する。また、CD-ROMは施錠できるケース等に収納して運搬し、運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等積み荷に対し、施錠管理のできるものを使用すること。
- (ス) 受託業務終了後は、貸与品を速やかに都市計画課に返却すること。また、業務で使用したデータを速やかに消去するとともに、記録媒体があるときは、専用ソフトでデータ消去し、復元することができないようにするか、シュレッダーなどにより、データを復元することができないように処理をして廃棄すること。また、その際には廃棄証明書を提出すること。
- (セ) 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
- (ソ) 業務従事者については、個人情報に関する必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
- (タ) 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。
- (チ) 取り扱うすべての情報に対し、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失及び漏えいなどが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市情報システム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(8) 実施時期

2021年（令和3年）5月1日以降

(9) 添付資料

- ア 第11回都市計画基礎調査の手引き（抜粋）
- イ 小ゾーン図

- ウ 平成28年度都市計画基礎調査成果品（抜粋）
- エ 契約書（案）
- オ 令和3年度藤沢市都市計画基礎調査業務委託仕様書（案）
- カ データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書（案）
- キ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

本調査において必要となる個人情報は、市内全域の土地課税台帳等（約25万件）及び家屋課税台帳等（約16万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。迅速に本調査を進めるためには、ほかに方法がないことから、個人情報を本人以外のものから収集し、利用する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。

#### (2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

通知に係る件数が市内全域における土地課税台帳等約25万件及び家屋課税台帳等約16万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数の場合であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市民へは、広報ふじさわを通じて周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

#### (3) コンピュータ処理について

##### ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本調査は、市内全域における土地課税台帳等（約25万件）及び家屋課税台帳等（約16万件）のデータを集計し、集計したデータを基に、建物の木造率や老朽度などの必要な調査項目を計算する。処理する量が膨大であり、紙ベースのデータでは、限られた時間及び費用の中で迅速かつ正確に集計及び計算をすることは不可能であることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(7)のア及びイに示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

データ媒体の安全性を高めるための措置

ア

(イ) 受託者の安全対策

a 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置

イ(ア), イ(イ), イ(ウ), イ(エ), イ(オ), イ(カ), イ(ク)

b 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

イ(カ)

c ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(ケ), イ(コ)

d 利用後にデータを確実に消去するための措置

イ(サ), イ(ス)

e データ媒体の安全性を高めるための措置

イ(シ)

f その他受託者の安全対策を高めるための措置

イ(ク), イ(セ), イ(チ)

g 日常的な安全対策

イ(キ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、受託者に対し、業務委託契約の履行状況の報告を求め、調査を行うことについて留意することを要望する。

以 上